

令和7年度虐待防止のためのSNS相談事業企画提案募集要項

1 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度虐待防止のためのSNS相談事業実施業務

(2) 目的

児童相談所が受ける子どもや家庭に関する相談は、「児童相談所相談専用ダイヤル」や「児童虐待対応ダイヤル（189）」など電話が中心となっているが、コミュニケーションツールとしてのSNSの普及を踏まえ、厚生労働省において、虐待防止のためのSNSを活用した全国一元的な相談の受付体制が構築された。

国が構築した「相談支援システム」（以下「相談システム」という。）によって一元的に受け付けられた相談は、各自治体に転送されるため、その相談に適切に対応できる体制を整備することで、児童虐待の未然防止や早期発見につなげることを目的とする。

(3) 実施方法

本事業は公募型プロポーザル方式により適切に事業を実施できる事業者を選定して、委託することにより実施する。

(4) 業務内容

「業務委託仕様書」（別添1）のとおり

(5) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

(6) 委託料上限額

12,263千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加要件等

(1) 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 仕様書に定める業務について、適正な執行体制を備え、十分な業務遂行能力を有すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

ウ 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査を受け、資格を有すると認められた者。

エ 徳島県物品等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てを行っていない又は申し立てがなされていない者及びこれらの手続中でない者。

カ 徳島県の県税（法人事業税・法人県民税）、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納していない者。

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有

する者でないこと。

ク 特定の宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

(2) 資格審査の申請の方法

2 (1) ウにおいて、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書（様式第1号、この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。）に必要書類を添付して、3 (1) に示す期限内に、徳島県管財課へ登録を行うこと（申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする）。資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

3 企画提案参加資格審査申請書の受付について

企画提案への参加を希望する者は、企画提案参加資格審査申請書（様式第1号）に必要書類を添付の上、3 (2) まで提出すること。

県は、企画提案参加資格審査申請書に基づき審査を行い、その結果を申請者へ通知する。

(1) 受付期間

令和7年2月17日（月）から2月28日（金）までの平日10時から17時まで

(2) 受付場所

徳島県こども未来部青少年・こども家庭課

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電話番号 088-621-2731

ファクシミリ番号 088-621-2843

電子メールアドレス seisyounenkodomokateika@pref.tokushima.lg.jp

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便若しくは配達証明）とする。

持参する場合は、3 (2) まで電話により連絡してから来庁すること。

4 企画提案書の受付について

参加資格を有すると認められた者は、企画提案書（様式第2号）に必要書類を添付の上、3 (2) まで提出すること。

(1) 提出部数

6部（袋とじ又はファイリングしているもの）

(2) 提出期限

令和7年3月12日（水）17時必着

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便若しくは配達証明）とする。

持参する場合は、3 (2) まで電話により連絡してから来庁すること。

また、併せて、正本のPDFデータを3 (2) 電子メールアドレスに送付の上、必ず、3 (2) まで電話により連絡すること。

5 質問の受付

(1) 受付期限

質問は、企画提案書、仕様書及び手続きに限るものとし、令和7年3月5日（水）17時必着とする。

(2) 提出方法

質問は、質問書（様式第3号）により行うものとし、3（2）まで電子メール（件名を「虐待防止のためのSNS相談事業質問」とすること。）又はファクシミリにより提出するものとする。

電子メール又はファクシミリにより質問書を提出した場合は、必ず、3（2）まで電話により連絡すること。

(3) 質問に対する回答

電子メール又はファクシミリにより回答する。

6 応募に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当することが判明した場合、失格又は無効となる。

- ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- イ 参加要件を満たしていない場合
- ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- エ 見積金額が委託料上限額以上であった場合
- オ 本要項に違反すると認められた場合
- カ 提案者による業務履行が困難であると判断された場合
- キ その他不正な行為があったと県が認めた場合
- ク 提出期限までに4に定める企画提案書の提出がない場合

(2) その他

- ア 応募は1提案者につき1件とする。
- イ 書類の作成はA4縦版（片面印刷）横書きとし、フォントは11ポイント以上で作成すること。なお、必要に応じて、表、写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとすること。
- ウ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- エ 提出された企画提案書は、原則として、提出期限後の訂正、追加、差替及び再提出は認めない。
- オ 提出された企画提案書等の書類は、返却しない。
- カ 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- キ 委託業務により知り得た秘密は、他者に漏らさないこととする。
- ク 本事業は、こども家庭庁の児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金を活用しており、当該補助金の交付決定がされない場合は、当該委託契約の全部又は一部を解除する場合がある。
- ケ 本事業企画提案募集手続きは、令和7年度当初予算成立を前提とした年度開始前からの準備手続きであり、予算成立後に効力を生ずる事業であるため、県議会において当初予算案が否決された又は本件予算案が削除された場合は、契約を締結しない。

(3) その他

選定結果にかかわらず、応募にかかる全ての経費は、提案者の負担とする。また、提出

された書類については返却しない。

7 審査及び選定方法

(1) 選定方法

徳島県が別に設置する選定委員会において、書面による審査で最優秀提案者を選定する。

(2) 選定基準

選定委員会は「審査基準」(別添2)に基づき審査する。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、全ての企画提案者に文書で通知するとともに、最優秀提案者の名称等を県ホームページ上で公表する。なお、審査の経緯については公表しない。

8 契約締結

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とし、選定委員会で選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議は、企画提案の内容を脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、7により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行うこととする。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

9 その他

本事業の実施に当たっては、本事業実施要領、募集要項、委託契約書及び徳島県契約事務規則の他、別に定める規程等を遵守すること。